別表1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500 ㎡以上	階数2以上かつ 750 ㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	 階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ 2,000 ㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	PEW ENTRY 1,000 HIME	May 2 (2) 2,000 mg 2	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 2,000 ㎡以上	
病院、診療所		階数3以上かつ2,000 ㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		階数3以上かつ2,000 ㎡以上	
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎 又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上		
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		階数3以上かつ2,000 ㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000 ㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物			

別表2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用途	規模	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000 ㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
ホテル又は旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 5,000 ㎡以上	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上	
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数1以上かつ5,000 ㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	

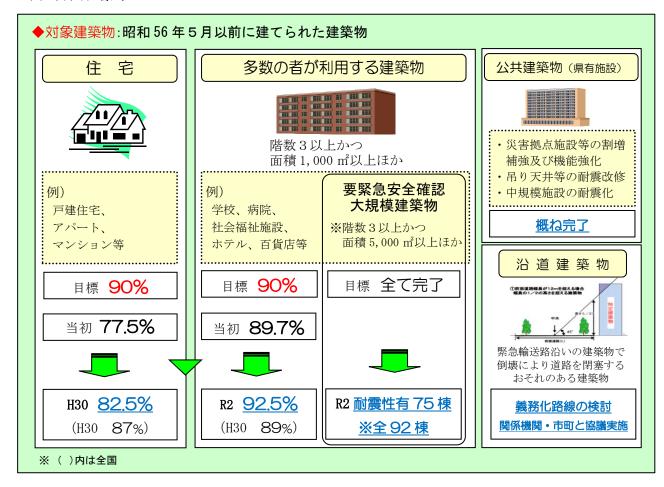
長野県耐震改修促進計画(第Ⅱ期)の実施結果ついて

1 根拠法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律(通称:耐震改修促進法)第5条 都道府県は、国の基本方針(平成18年国交省告示184号)に基づき、耐震改修促進計画を定める

2 計画の概要

- (1) 策 定 平成28年3月
- (2) 計画期間 平成28年度~令和2年度(5年間)
- (3) 計画目標等



3 県内における主な地震



長野県北部の地震 (H23.3.12)

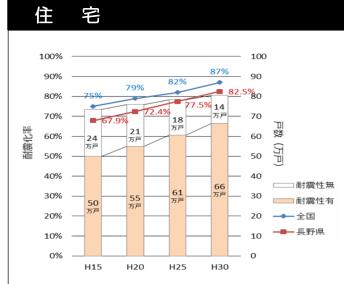


長野県中部の地震(H23.6.30)



長野県神城断層地震(H26.11.22)

4 計画期間内における耐震化等について



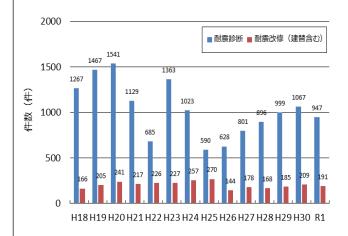
◇耐震化の進捗状況

【結果】

- · 現状 82.5% (H30 推計)
- ・計画策定時から5年間で5.0%上昇
- ・全国より約4.5%低い状況
- ・H30 時点で耐震性が無いと推測される 住宅は約14万戸

【要因】

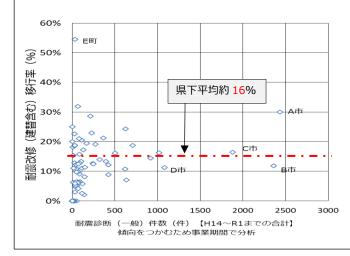
・S56 年以前の住宅は、建替え等による 耐震化の進展



◇補助事業による耐震化の実績

【結果】

- ①耐震診断 約 1,000 件/年
- ②耐震(補強)改修 約200件/年
 - ※補助制度拡充
 - ·上限 60 万円 ⇒ 100 万円
 - ・現地建替え補助の追加

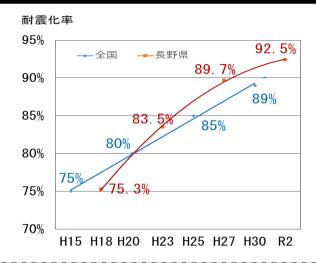


◇耐震診断から耐震(補強)改修へ移行

【結果】

- ・診断を行った約16%の住戸が改修(補強) を実施(1%増加)
- ・A市:診断件数が多く、改修(建替え含む) への移行率が高い
- ・B市:診断件数が多いが、改修(建替え 含む)への移行率は県内平均並み
- ・耐震診断から耐震改修に移行する働きかけの推進(第Ⅱ期の移行率は約16%)
- ・対象となる住宅が築39年を経過する中で、耐震化のための建替えを推進(支援制度の充実)
- ・改修工事の負担を軽減する方策の推進(安価な工法の提案、事業者と所有者との接触が容易に なる取組み)

特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物)



◇耐震化の進捗状況

【对象棟数(R2.1 月末時点)】

7,299 棟

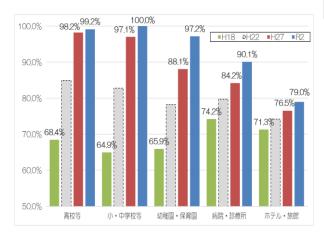
耐震性無し又は無いと推測される棟数548棟

【結果】

- ■現状 92.5% (R2.1 月末時点)
 - ・民間建築物が進んでいない

※公共:98.3% 民間:87.9%

・全国より高い耐震化率で進捗



◇用途別に見た耐震化の進捗状況

【結果】

- ■子供たちが利用する施設等
 - ・現状 99.5% (5年間で3.0%上昇)
- ■災害拠点病院等
 - ・災害拠点病院(13 施設)は100%
 - ・全病院・診療所 90.1% (5年間で 5.9%上昇)
- ■ホテル・旅館
 - ・現状 79.0% (5年間で2.1%上昇)
- ■要緊急安全確認大規模建築物
 - ・耐震性あり 75 棟 (全施設 92 棟)



◇耐震化が進んでいないホテル又は旅館の状況 【結果(R2.1 末時点)】

- ホテル又は旅館(3階かつ1000㎡以上)は851棟
- ・昭和56年以前の建築は290棟47棟が耐震診断を実施(約16%)
- ・耐震性無しと推測されるホテル又は旅館は 約 180 棟

- ・ 公共施設の耐震化が進んだことにより全体の耐震化率は上昇
- ・ホテル・旅館の診断実施率は約16%と低い状況
- (※診断支援制度の創設済市町村:17市町村)
- 経営状況や工事中の影響等から診断後の改修工事の促進が図れない

公共建築物(県有施設)

◇耐震化の進捗状況

【災害拠点施設の割増補強と機能確保】※対象施設 面積 1,000 m³以上

- ■13 棟完了(全18 棟)
- ・災害拠点施設の割増補強及び災害時における業務の継続に 必要な機能強化を実施(停電対策3日、断水対策4日、下水道対策7日)
- ■全 24 棟完了
- ・平成元年から平成15年までに建設された施設において構造 計算を確認し、割増強度の実態を確認



【災害拠点の割増補強】 (松本合同庁舎)

【吊り天井等の躯体以外の耐震化】※対象施設 学校施設等: 高さ 6m 超又は面積 200 ㎡超、 その他: 高さ 6m 超かつ 200 ㎡超

- ■全 51 棟完了
- ・避難施設として利用される学校体育館等の吊り天井、照明 器具等の落下防止対策

【中規模施設等の耐震化】 ※対象施設 2階以上又は200㎡以上

- ■168 棟完了(全173 棟)
- ・災害拠点施設以外の施設で一定規模以の建築物について、 耐震補強を実施



【吊り天井等の耐震化】 (ホクト文化ホール)

- 第二期県有施設整備プログラム(H28 策定)により、災害拠点施設の機能確保対策、吊り天井等の 対策が計画的に進捗。
- ・平成元年以降に建設された災害拠点施設において構造計算を確認し、割増強度の実態を確認。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

◇現 状

- ・平成 26 年度(153 号線)・27 年度(その他路線)の通行 障害既存耐震不適格建築物を把握。
- ・第一次、第二次緊急輸送路については、耐震診断努力 義務となる路線として指定済。
- ・第一次緊急輸送路で県全体の骨格となる一般国道等の うち、建築物が密集する区間(DID 内:人口集中地区) の代替路線の有無や整備状況を把握。
- ・調査結果等を基に関係市町と協議を実施。

区分	延長(km)	
対象路線	869.5	
DID地区内	103.0	C
国道153を除く	89.3	





【緊急輸送道路沿道の建築物及び代替路線等の状況】

対象路線名	通行障害既存耐 震不適格建築物	代替路等の有無	左記建築物の該当する市町
国道 18 号	51	•	長野市、千曲市、上田市、東御市
国道 19 号	84	Δ	長野市、松本市、塩尻市
国道 20 号	176	•	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町
国道 117 号	6	•	長野市
国道 141 号	73	•	上田市
国道 144 号	1	•	上田市
国道 147 号	52	Δ	大町市、安曇野市
国道 153 号	111	•	飯田市、伊那市、駒ケ根市、箕輪町、塩尻市
国道 403 号	8	Δ	千曲市
合 計	562	●:事業中(事業完了後代替路完成)、△:計画路線(代替路線計画有り)	

• 耐震診断義務付け路線の指定については、道路計画による代替路線の整備状況等を踏まえて、指定の 必要性について関係者と引き続き協議を行う